

令和7年度第5回多摩市スポーツ推進審議会 会議録(要旨)

令和8年1月13日(火曜日)

開催時間:午後2時00分～4時00分

開催場所:多摩市立総合体育館第1会議室

出席委員:

小林会長、永吉委員、大島委員、神子島委員、越村委員、木下委員、
権藤委員、熊倉委員、佐藤委員

欠席委員:

角田委員

事務局:

くらしと文化部部長、スポーツ振興課長、事務局3名

(開会時刻:午後2時00分)

<配布資料>

- 資料1 学校部活動の休日における地域展開の試行開始について
- 資料2 多摩市独自のアンケート結果について
- 資料3 多摩市における学校部活動ガイドライン及び地域クラブ活動への移行に関するガイドラインについて
- 資料4 公園駐車場有料化の計画変更について
- 資料5 温水プール指定管理者制度の更新について
- 資料6 公共施設使用料見直しについて
- 資料7 公共施設の使用料設定にあたっての基本方針【改訂版】
- 資料8 令和7年度第3回スポーツ推進審議会会議録(案)
- 資料9 令和7年度第4回スポーツ推進審議会会議録(案)

Ⅰ 報告:学校部活動の休日における地域展開の試行開始について

	【事務局説明】
事務局	<資料1～3に基づき説明> ・学校部活動の休日における地域展開の試行開始について事務局から説明が行われた。
	【質疑応答・答申】
委員	・令和8年度も休日部活動の試行実施をするが、大会参加する方向でいいか。
事務局	・今後の部活動地域展開に関する協議会の意見を踏まえて決めていきたい。現在、課題

	として土日の引率は、子ども達を安全に引率できるのか。また、土曜日の1日だけ指導者が引率でいいのかどうかの課題もある。
委員長	・顧問は生徒の引率するのか。
事務局	・色々と検討している中で、令和8年度は今まで通り土日は学校部活動として試合に出て、顧問の先生に引率してもらうことを考えている。
委員長	・土日に顧問が引率するとすると、今までと変わらないのでは。
事務局	・試行実施の中学校とも話し合いをした中で、土日に地域クラブが担ってくれるだけでも顧問の一定の負担低減にはなっていると伺っている。今後は、土日も地域クラブの指導者が引率するのが目標だが、中体連登録等の課題もあり、現時点では難しい。
会長	・学校部活動の地域移行から地域展開へ名称変更したが、名称変更したのはどうしてなのか。
事務局	・国のガイドラインにおいて、従来の「地域移行」という名称が「地域展開」に変更されたことで、本市も国のガイドラインに合わせて名称を変更した。
委員長	・来年度については地域連携となるということでよいか。
事務局	・土日の部活地域展開の試行においては、運営主体は多摩市に移行しているため、土日等の休日における練習は、部活動地域展開の地域クラブ活動となる。なお、平日については地域連携も同時に進めていく。
委員長	・試行実施の中学校の顧問の教員は土日は兼業兼職扱いになるのか。
事務局	・試行実施の中学校の顧問は土日の地域クラブ活動には直接は関わらないとしている。土日の試合は、部活動として参加している。部活動地域展開のサッカーの試行については、試行している2校だけでは試合に出られる人数を満たしていなかったため、稲城市の中学校と3校合同で部活動の中体連に登録していて、試合に参加している。
委員長	・今後地域展開していく中で、教員も外部指導員として兼業兼職を認めていくことが地域展開につながっていくのではないかと。また、中体連の登録名称も〇〇中学校・〇〇中学校合同チームではなく、聖ヶ丘・諏訪サッカークラブもしくは聖ヶ丘バスケットボールクラブのような名称での登録であるべきである。また、教員が試合の時だけ引率するのであれば、今までの部活動と変わらないと感じる。
事務局	・来年度以降は早期に試合の引率も地域展開のかたちになるように目指していきたいとしているが、現時点では調整中の状態となっている。 ・地域クラブの指導員が土日に引率出来ない場合に、顧問が兼業兼職で外部指導員としてやっていくのも地域展開の一つのやり方であるが、教員の意思を尊重する必要もあり、そのような状況も含め、今後検討していく必要がある。
委員長	・教員へのアンケートにおいて、75%の教員が部活動に関わりたくないと回答している状況も踏まえて検討していく必要がある。
委員長	・国や都と方向性とは整合性が取れていて、試行として流れが出来ているのも理解できた。ただ、大会参加の引率者については、大きな事故が起きる可能性がある中で、事故が起きた場合の責任者が誰になるのか曖昧になっているのではないかと。保険やお金だけの問題だけでなく、裁判になった場合に責任者は誰なのか、運営とは別に指導者が誰だったのか問われてくるため、責任の所在と区分けを明記する必要がある。責任の所在については学校の先生方も心配している。ガイドラインに責任の所在と区分けを明記し、保護者への説明も必要であるのではないかと。

事務局	・責任の所在と区分けについても検討していきたい。
会長	・今回の審議会で委員が発言された部活動の地域展開の意見を検討機関にも丁寧に共有してほしい。

2 報告：公園駐車場有料化の計画変更について

	【事務局説明】
事務局	<資料4に基づき説明> ・公園駐車場有料化の計画変更について事務局から説明が行われた。
	【質疑応答・答申】
委員	・永山南公園は買い物客が車を停めるが、止めことのできる台数が少ない。今後は、駐車できるスペースを増やしてほしい。
事務局	・いただいたご意見を参考とさせていただく。

3 報告：温水プール指定管理者制度の更新について

	【事務局説明】
事務局	<資料5に基づき説明> ・温水プール指定管理者制度の更新について事務局から説明が行われた。
	【質疑応答・答申】
委員	・意見なし。

4 報告：公共施設使用料見直しについて

	【事務局説明】
事務局	<資料6～7に基づき説明> ・公共施設使用料見直しについて事務局から説明が行われた。
	【質疑応答・答申】
委員	・資料7のP8に使用料が徴収できない場合に小中学校と書いてあるが、学校開放では徴収していると思うがどうなのか。
事務局	・例えば図書館だと図書館法で図書館の本来の機能として使用する利用者から使用料を徴収してはいけないと規定されている。学校教育法でも学校を学校教育活動として使用する場合は、使用者から使用料を徴収してはいけないということが法令で定められているかと思う。ただ、図書館でも学校でも、学校では学校教育で使用しない時間について、図書館では図書活動としてのニーズがない時間帯については、本来の使用目的以外で貸し出し有効活用を図る取り組みを多摩市は行っている。それが学校の場合、学校開放として、学校教育ではなく社会教育として提供しているのであれば、学校教育法の範囲外ということで使用料を徴収している。
委員	・今は外部のクラブチームへ行く子どもが出てきていて、課題となっているが、活動場所の確保である。中学校は部活で使用するため使用できなかったり、小学校の施設だと中学生が使用するレベルの設備がなかったりで、活動場所の確保が難しい。学校部活動の地域展開においても、地域展開が進んでいって顧問が関わらないとなった場合に生徒が利用する施設がうまく確保できるかということも大事になってくる。
委員	・現在、ハンドボール部は市内中学校で1校だけという状況で、地域にあるハンドボール

	クラブが全国大会に出場している。クラブチームだと活動する場所の確保が難しい。クラブチームに加入する子どもたちは施設利用料も払っているのに、市内の中学生であれば、優先的に施設を予約できるなど不平等感をなくしていいのでは。
委 員	・地域展開として活動した地域クラブは、土日の施設料金は取られるのか。
事 務 局	・現在の地域展開における地域クラブの施設利用は学校開放として使用料免除で利用している。

3 その他

	【事務局説明】
事 務 局	・資料8と9（前回、前々回の会議要点録）について、内容の修正等はあるか。
委 員	・特になし。

最後に

事 務 局	・次回（令和8年度第1回）の審議会は、令和8年5月12日（火）午後2時もしくは令和8年5月26日（火）午後2時からのどちらかで実施予定だが、4月に改めて日程調整を行う。
-------	--

（閉会時刻 午後4時00分）